

意見書案第 14 号

核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

2021年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じた。そして、2022年第 1 回締約国会議、2023年第 2 回締約国会議、2025年第 3 回締約国会議において、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など核廃絶に向けた具体的議論を積み重ねてきた。

この間、核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、第 3 回締約国会議宣言では「核兵器の完全かつ検証可能で不可逆的な廃絶は、単なる願望ではなく、世界の安全保障と人類の生存にとって必須だ」と強調するなど、核兵器の使用を許さないという力強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけてきた。

本年11月、同条約発効後初となる第 1 回再検討会議が開催される予定になっているが、核兵器廃絶に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へオブザーバーとして参加することは、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の廃絶に向けた意志を国際社会に示す重要な一歩となる。

よって、国においては、核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

釧 路 市 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
外 務 大 臣		